

国民健康保険税は、医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分を世帯の加入者ごとに計算し、合算した額になります。

40～64歳の人は、①医療保険分と②後期高齢者支援金分と③介護保険分の合算です。(賦課限度額は89万円)  
39歳以下、65歳～74歳の人は、①医療保険分と②後期高齢者等支援分の合算です。(賦課限度額は73万円)

|       | ① 医療保険分               | ② 後期高齢者支援金分           | ③ 介護保険分                    |
|-------|-----------------------|-----------------------|----------------------------|
| 賦課限度額 | 54万円                  | 19万円                  | 16万円                       |
| 所得割   | 加入者全員の課税総所得金額(※)×6.8% | 加入者全員の課税総所得金額(※)×1.7% | 40～64歳の加入者の課税総所得金額(※)×1.5% |
| 均等割   | 加入者数×2万円              | 加入者数×7,000円           | 40～64歳の加入者の加入者数×1万2,000円   |
| 平等割   | 一世帯につき3万2,700円        | —                     | —                          |

※前年中の総所得金額から基礎控除額33万円を差し引いた金額です。

国民健康保険税

納税通知書を発送します

国民健康保険に加入している世帯の世帯主あてに納税通知書を7月13日(金)に発送します。納税通知書が届きましたら、内容を確認のうえ納期内納付にご協力をお願いします。

国保年金課 ☎(93) 4084

国民健康保険税の軽減措置

均等割・平等割の軽減措置

所得により7割、5割、2割の減額制度があり、所得の状況により軽減されます。所得の申告がない場合は対象になりません。

75歳以上の人と同居する人への軽減措置

75歳以上の人(65歳以上で一定の障がいがあり広域連合の認定を受けた人を含む)は、後期高齢者医療制度に移行し、新制度の保険料を納めることになります。

それに伴い、国民健康保険に引き続き加入する同居者の保険税負担が急に増えることがないよう、軽減されます。所得の申告がない場合は対象になりません。

非自発的失業者の軽減措置

対象 次のいずれかに該当し、失業等給付を受ける人です。

- 特定受給資格者(倒産・解雇などによる離職)
- 特定理由離職者(雇止めなどによる離職)

軽減額

前年給与所得を100分の30とみなして算定し、保険税を軽減します。

軽減期間

離職の翌日から、翌年度末までです。次のことに注意してください。

○雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります。

○国民健康保険加入中は、期間の途中で就職しても引き続き軽減の対象になりますが、会社などの健康保険に加入するなどして、国民健康保険を脱退すると終了します。

申込み

雇用保険受給資格者証と印鑑、身分証明書を持参し、国保年金課窓口で手続きをしてください。

特別徴収(年金天引き)になる人

世帯主が特別徴収の対象の場合、家族の保険税は、世帯主が受給する年金から納めることになります。

ただし、次の条件を全て満たしていない場合、または世帯主が75歳に到達する年度は、納付書または口座振替での納付になります。

- 世帯主が国民健康保険に加入している
  - 世帯主が年金(年額18万円以上)を受給している
  - 世帯主と国民健康保険に加入している家族全員が、65歳以上74歳までである
  - 介護保険料と国民健康保険税を合算したとき、年金受給額の2分の1を超えない
- ※新たに特別徴収となる人には通知します。

入院または高額な外来診療を受ける前に必ず申請を

国民健康保険限度額適用認定証の交付

国・申請先 国保年金課 ☎(93) 4083

持ち物

入院または高額な外来診療を受けるときは、事前の申請により「限度額適用認定証」の交付を受ければ窓口での負担が自己負担限度額までとなります。

対象

国民健康保険税の滞納がない世帯に属する被保険者

自己負担限度額(月額)【平成30年8月1日から】70歳以上の場合

| 所得区分                    | 外来(個人単位)                   | 外来+入院(世帯単位)                                 |
|-------------------------|----------------------------|---------------------------------------------|
| 現役並み所得者Ⅲ<br>課税所得690万円超  | —                          | 252,600円+(総医療費-842,000円)×1%<br>【140,100円※1】 |
| 現役並み所得者Ⅱ<br>課税所得380万円超～ | —                          | 167,400円+(総医療費-558,000円)×1%<br>【93,000円※1】  |
| 現役並み所得者Ⅰ<br>課税所得145万円超～ | —                          | 80,100円+(総医療費-267,000円)×1%<br>【44,400円※1】   |
| 一般所得者                   | 18,000円<br>(年間上限44,000円※2) | 57,600円【44,400円※1】                          |
| 低所得者Ⅱ                   | —                          | 24,600円                                     |
| 低所得者Ⅰ                   | 8,000円                     | 15,000円                                     |

※1 過去12か月間に1世帯で支給が4回以上あった時の4回目以降の限度額。

※2 毎年8月1日から翌年7月31日までに外来で支払った医療費の自己負担を個人ごとに合算し、年間上限額を超えた場合に高額医療費として支給します。

【お詫び】5月1日号3ページ掲載の自己負担限度額の変更に際して誤りがありました。正しくは、今回掲載の表となります。お詫びして訂正いたします。

国民年金保険料の免除・納付猶予など

経済的な理由で国民年金保険料を納付することが困難なときは、申請することで保険料の納付が免除になる「免除制度」や「納付猶予制度」を利用することができます。

種類

- ①全額免除 ②4分の3免除 ③半額免除 ④4分の1免除 ⑤納付猶予 ⑥学生納付特例
- 保険料免除の承認期間 ①～⑤：7月～翌年6月まで ⑥：4月～翌年3月まで

対象

- ①～④：免除申請者本人、申請者の配偶者、世帯主
- ⑤：免除申請者本人、申請者の配偶者(50歳未満の人のみ)
- ※①～⑤ 前年所得など定められた基準に該当することが要件になります。
- ⑥：学生のみ適用

■申込み 次の物を持参して、窓口で手続きをしてください。

印鑑

- 本人が署名するときは不要
- 今年または昨年に、失業や事業を廃止した人は、雇用保険受給資格者証や雇用保険被保険者離職票などの写し
- 学生は、学生証または在学証明書

その他

前年度に全額免除または納付猶予の承認がされ、翌年度以降も継続希望する人は申請が不要で審査を受けられます。免除申請を行うには、所得の申告が必要です。

国・申請先 国保年金課 ☎(93) 4085